

平塚市車両広告募集要項

1 趣旨

本市が管理する車両の側面に掲載する有料広告を募集します。

2 広告の掲載・規格等

- (1) 掲載対象予定車両 軽自動車（ワンボックス） 29台
- (2) 規格 縦50cm×横70cm（車両1台につき左右両側面に各1枚）
- (3) 掲載料金 1台分20,000円

申し込みは広告掲載申込者1者につき2～5台とします。

ただし、申込者数が掲載対象車両より少ない場合、又は多い場合は、本市が申込者と協議のうえ、広告掲載車両台数を調整できるものとします。また、調整の結果、収集業務課の車両広告掲載事業を案内させていただく場合があります（掲載対象車両や規格、掲載料金等が異なります）。

- (4) 掲載方法 車両本体の左右両側面へ特殊フィルム（カットティングシート等）を貼付
- (5) 掲載期間 令和8年（2026年）2月1日～令和9年（2027年）1月31日

3 募集期間 令和7年（2025年）11月1日（土）～令和7年11月21日（金）

4 申込期限 令和7年（2025年）11月21日（金）17時

5 申込方法

広告掲載希望者は、「平塚市車両広告掲載申込書」に必要事項を記入し、広告案と一緒に平塚市庁舎管理課へ提出します。持参、郵送、電子メールのいずれかの方法でお申し込みください。申込書は平塚市ホームページにてダウンロードできます。また、申し込みにあたっては、平塚市広告掲載要綱、平塚市車両広告掲載取扱要綱を必ず確認してください。

申込書の提出により、掲載が決定されるものではありません。掲載の可否については別途通知いたします。

なお、掲載対象車両を超えた数の申し込みがあり、本市と申込者が広告掲載車両台数の調整ができない場合は、抽選にて広告主を決定します。

6 スケジュール

- 12月 広告主の決定、広告掲載料の納入
広告掲載にあたり、屋外広告物許可申請、特殊フィルム（カットティングシート等）の作成は広告主が行います。
- 2月 広告の貼付作業（実施日時を調整します。）
車体に損傷等の影響を与えない方法で、広告主が貼付します。

7 提出先・問い合わせ先

平塚市総務部 庁舎管理課庁舎管理担当

〒254-8686 平塚市浅間町9番1号

平塚市役所本館5階517番窓口、8時30分～17時、月曜日～金曜日（祝日を除く）

電話 0463-21-9608（直通）

電子メール chosya@city.hiratsuka.kanagawa.jp

以 上